国自旅第５９９号
平成２５年３月２１日
一部改正　国総モ第５６号
令和８年１０月２３日

地方運輸局自動車交通部長
沖縄総合事務局運輸部長
殿

総合政策局モビリティサービス推進課長
（公印省略）

交通空白地有償運送者による自家用マイクロバスの有償貸渡しの取扱いについて

標記については、総合特別区域法（平成２３年法律第８１号）第３１条第１項に規定する地域活性化総合特別区域において活用することができる規制の特例措置として取り扱ってきたところであるが、今般、当該規制の特例措置を全国展開し、別添のとおり取扱うこととしたので、趣旨を十分に理解の上、事務処理に遺漏なきを期されたい。

なお、本件については、一般社団法人全国レンタカー協会会長、公益社団法人日本バス協会会長、一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長及び一般財団法人全国福祉輸送サービス協会会長宛て通知したので申し添える。

（別添）

交通空白地有償運送者による
自家用マイクロバスの有償貸渡しに係る要件の取扱いについて

現在、道路運送法第８０条第１項の規定に基づく自家用自動車の有償貸渡し（以下、「レンタカー」という。）の許可において自家用マイクロバス（以下、「マイクロバス」という。）の貸渡しを行う場合については、マイクロバスの貸渡しに付随して運転手の労務提供を行う等の貸切バス経営類似行為の防止を目的として、当該マイクロバスの貸渡しを行う者の要件を限定するとの特例が設けられている。

ただし、貸切バス経営類似行為の防止に係る一定の措置を別途講じること等の条件を満たす場合については、道路運送法第７８条第２号に基づく交通空白地有償運送（以下、「交通空白地有償運送」という。）を行う者が、当該運送の用に供するマイクロバスの貸渡しを行う場合に限り、当該特例にかかわらず、他車種での貸渡経営実績を有していなくてもマイクロバスの貸渡しを可能とすることとする。

具体的には、「貸渡人を自動車の使用者として行う自家用自動車の貸渡し（レンタカー）の取扱いについて」（平成７年６月１３日付自旅第１３８号、以下「基本通達」という。）４.「自家用マイクロバスの貸渡しを行う場合についての特例」の要件によらず、以下のとおり取扱うこととする。

１.　本取扱いの適用を受けようとする者は、次のⅰ）～ⅳ）の要件を満たしているものとする。

ⅰ）レンタカーの許可を受けていない又はレンタカーの許可を受けた日から２年を経過しておらず、かつ貸渡自動車の使用禁止以上の処分を受けていないこと。

ⅱ）貸渡しを行おうとするマイクロバスの配置事務所の所在する市町村において運送の区域又は路線を定めて交通空白地有償運送を行っていること。

ⅲ）貸渡しを行おうとするマイクロバスの配置事務所の所在する市町村において交通空白地有償運送を実施する事務所及び車両を保有していること。

ⅳ）交通空白地有償運送の用に供するマイクロバスを貸渡す計画があること。

２.　本取扱いをする場合は、交通空白地有償運送に係る地域公共交通会議等及びこれを主宰する地方公共団体について、それぞれ次のⅰ）及びⅱ）の要件を満たしているものとする。

ⅰ）道路運送法施行規則第４条第２項に規定する地域公共交通会議等において、交通空白地有償運送の用に供する自家用自動車がレンタカー事業に兼用されることについて協議が調っていること。

ⅱ）交通空白地有償運送に係る地域公共交通会議等を主宰する地方公共団体におい

て、貸切バス経営類似行為防止啓発パンフレットの作成や交通空白地有償運送を行う者の職員情報及び貸渡されるマイクロバスを利用する運転者に係る情報（運転者の紹介及びあっせんを含む。）の事前収集等貸切バス経営類似行為防止のために必要な措置を講じていること。

３．　１．の要件を満たす者に対してレンタカーの許可を行う際には、次のとおり取り扱うこととする。

ⅰ）基本通達に基づく条件に併せて次の条件を付すこととする。

ア　許可日以後２年間のマイクロバスの貸渡簿の写しを、許可日を起算日として２年を経過した日から３０日以内に運輸支局長に対して提出すること。

イ　道路運送法第７８条第２号に規定する自家用有償旅客運送の用に供する自家用自動車を貸渡す間は､｢道路運送法施行規則第５１条の２７第１項に規定する自家用有償旅客運送自動車に関する表示」を行わないこと。

ⅱ）基本通達の条件の一部に替えて次の条件を付すこととする。

ア　基本通達２．（３）の条件に替える条件

・　自家用マイクロバス（乗車定員が１１人以上２９人以下であり、かつ車両長が７ｍ以下の車両に限る。）の貸渡しを行う場合は､｢基本通達４．(①の要件を除く)」を遵守しなければならない。

イ　基本通達２．（１２）の条件に替える条件

・　前年の４月１日から３月３１日までの期間に係る「貸渡実績報告書（様式１)」並びに前年の３月３１日における「事務所別車種別配置車両数一覧表（様式２)」を毎年５月３１日までに、交通空白地有償運送の用に供するマイクロバスの実績とその他の実績を明確に区分した上で主たる事務所の所在地を管轄する運輸支局長あて提出しなければならない。

４．　本取扱いの適用を受けた者がレンタカー許可を受けた日から２年を経過した場合は、本取扱いの適用を受けた者に対してレンタカー許可条件に基づき貸渡簿又はその写しを提示又は提出させ、当該貸渡簿について検査を行うこととする。

５．　本取扱いを適用するにあたって、運輸支局輸送部門のレンタカー担当者及び自家用有償旅客運送担当者は、本取扱いの適用を希望する地方公共団体と連絡調整を行い、地域公共交通会議等において適切な議論が行われるよう努めることとする。

また、貸渡実績報告書及び事務所別車種別配置車両数一覧表については、本取扱いの効果を確認するため、本取扱いに係るものを区分して速やかに本省あて進達することとする。

なお、２．ⅰ）の要件に係る地域公共交通会議等の協議については、別添の様式を活用されたい。

附　則（令和８年１０月２３日一部改正）

１．　本取扱いは、本取扱いの適用を受けようとする申請又は届出を令和８年１０月３０日以降に提出するものから適用する。

（様式）

年　　月　　日

（申請者）　〇〇〇〇　殿

地域公共交通会議等において協議が調ったことを証する書類

下記のとおり地域公共交通会議等を開催し、当該地域における地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送に関して、下記のとおり必要であるとの協議が調ったので、その旨証する書類を交付する。

記

１．　地域公共交通会議等の名称及び対象市町村

（名称）

（対象市町村）

２．　地域公共交通会議等にて協議が調った年月日

年　　月　　日

３．　協議の内容

交通空白地有償運送の用に供する以下の自家用自動車が、道路運送法第８０条第１項の規定に基づくレンタカー事業に兼用されること。

・車台番号又は型式

年　　月　　日

〇〇会議

主宰者　〇〇